

文京アカデミー構想

平成17年11月

目次

1	背景.....	1
2	検討の経緯.....	1
	(1) 検討組織の設置.....	1
	(2) 検討の経過.....	2
3	構想の意義(目標).....	3
4	基本的な方向性.....	4
	(1) 多様な学習講座の拡大.....	4
	(2) 大学等の教育・文化資源の活用.....	4
	(3) 学習の成果を活かす.....	4
5	目標実現のための方策.....	5
	(1) 3つのネットワーク.....	5
	学びのネットワークの構築.....	6
	教育・文化資産のネットワークの構築.....	7
	人づくりネットワークの構築.....	8
	(2) 推進体制の考え方.....	9
	基本的考え方.....	9
	生涯学習・文化施策の再構築.....	10
	所管施設等.....	12
	区民との協働.....	13
	(参考) 国や他自治体の動向.....	13
	用語解説.....	14

〔資料〕

- 1 (仮称)文京アカデミー構想検討部会設置要綱
- 2 推進本部・検討部会等の会議開催一覧
- 3 事業の方向性

1 背景

本区は、近代教育発祥の地として、現在でも多くの大学等の教育機関が集積する「文教のまち」であり、森鷗外、夏目漱石、樋口一葉など近代文学の礎を築いた文人を多く輩出するなど文化資産に恵まれた、まさしく「文の京」として発展してきた。

このため、本区では平成13年7月に策定した「『文の京』の明日を創る」と題した文京区基本構想でも、その基本政策の一つを「学ぶ楽しさと生きる智慧を育む」とし、この中でさらに「地域の教育・文化資源を活かし、学ぶ心を支援する」「『文の京』の伝統を保全しつつ、喜びと味わいの文化活動を盛んにする」を掲げるなど、生涯学習や文化行政を重点施策と位置づけ、文化資産を活かした施策を行ってきたところである。

しかし、これらの施策を推進するためには、生涯学習と文化行政の一体的な運営が求められるが、本区ではそれらが教育委員会と区長部局で実施されている状況にあり、さらに横断的な事業運営を行うための改善が求められる。

また、ますます多様化、高度化する区民ニーズに応えていくため、大学・企業等との共催事業等も多く企画されているが、民間的手法と行政の意思決定手順・手続き面で相違があるため、迅速に対応することが困難な場合もある。そして、学校教育の教育改革区民会議とともに、生涯学習についても、現状の課題を見出し、区民の要望に応えるための体制整備の早急な検討が必要とされている。

このような状況から、本年2月には文京区生涯学習推進計画の第2次改定を行った。この中では、「区全域を生涯学習のキャンパスに」という考え方を基本的な視点としながらも、さらに「教育・文化資源を活用した生涯学習によるまちづくり」「新たな協働による生涯学習推進ネットワークの構築」「活力ある地域社会づくりを目指した生涯学習事業の推進」「ITを活かした生涯学習活動への支援等」、新たな視点からの生涯学習推進を打ち出している。

今後は、これらの課題を解決するため、自治基本条例にある協働協治の視点も加えた、新たな推進体制の整備や施策の展開が求められている。

2 検討の経緯

(1) 検討組織の設置

教育委員会生涯学習部では生涯学習推進計画の改定作業と併行し、内部的な検討組織を設置して、区民ニーズに的確に対応でき、速やかで柔軟な運営や先進的な生涯学習が展開できる体制づくりについて検討を行ってきた。本年3月にまとめた報告の中で、全庁的な視点から、更に検討を加える必要があるとの報告がなされた。

これを受け、本年4月、(仮称)文京アカデミー構想の検討組織として企画政策部内に担当組織を設置するとともに、関連部署の課長をメンバーとし広く意見集約を行うため本検討部会が設置された。

本検討部会は、平成17年4月1日開催の生涯学習推進本部において、「(仮称)文京アカデミー構想」について検討する旨の下命を受けて構想の策定に着手し、平成17年4月28日第1回検討部会の開催以来、7回の検討を重ねた。

また、この間、教育委員会に報告をするとともに、パブリックコメント、文京区生涯学習推進協議会等からの意見聴取を行い、本構想を策定した。

(2) 検討の経過

- 平成16年4月 教育委員会に(仮称)文京アカデミー構想推進委員会及び同検討部会設置
- 17年2月 文京区生涯学習推進計画(第2次改定)
- 2月 第1回区議会定例会文教委員会報告「(仮称)文京アカデミー構想について」
- 3月 教育委員会報告「(仮称)文京アカデミー構想について」
- 3月 (仮称)文京アカデミー構想推進委員会報告決定
- 4月 企画政策部に文京アカデミー担当設置
- 4月 文京区生涯学習推進本部の下に(仮称)文京アカデミー構想検討部会及び同分科会設置
- 5月 教育委員会報告「(仮称)文京アカデミー構想の進捗状況について」
- 6月 第2回区議会定例会文教委員会及び総務区民委員会報告「(仮称)文京アカデミー構想の検討状況について」
- 8月 第6回(仮称)文京アカデミー構想検討部会(素案)決定
- 8月 文京区生涯学習推進本部に素案報告
- 10月 第3回区議会定例会文教委員会及び総務区民委員会報告「(仮称)文京アカデミー構想の概要について」
- 10月 第7回(仮称)文京アカデミー構想検討部会(最終報告)
- 11月 教育委員会報告「(仮称)文京アカデミー構想の最終報告について」
- 11月 文京区生涯学習推進本部に最終案報告(決定)

3 構想の意義（目標）

本構想は、従来からの生涯学習・文化・スポーツ施策の様々な課題について、全庁的な視点から検討を加えることでより効果的な方策を見出し、区民にとって満足度の高い施策を提供していくものである。

例えば、本区の文化施策での課題としては、文化・芸術活動の拠点である文京シビックホールは、区民部が所管し独自の事業展開している一方、生涯学習部においても、ホールを利用した事業企画を行っており、区としての統一的なコンセプトに欠けてしまう。ホールと並び文化・芸術活動の拠点であるギャラリー・シビックなどは生涯学習部が運営しているため、一体的な活用が図りにくい。などの課題が生じている。

また、学習講座などにおいては、時代の変化により、ますます多様化する区民ニーズに即応し、かつ、効果的・効率的な行政運営を図る必要がある。

多くの大学等の教育機関が、生涯学習事業を提供しているという恵まれた環境の中で、それぞれが個性を發揮しながらも、共存共栄できるしくみを構築する。などの課題をあげることができる。

これらの課題を解決することで、「文の京」を象徴する文化施策の拡充に加え、より高度・専門的な講座や多彩な学習機会の提供、大学施設や民間文化施設の利用拡大、さらに、学習の成果を地域貢献として還元できるシステム構築など先進的な施策を展開するものである。

また、本構想の実現手段としては、大学・企業・NPOなどとの各種ネットワークの構築が不可欠となるが、これらが機能するためのネットワークセンター機能を行政が積極的に担うなど、コーディネーターとしての役割を果たすことが必要である。

即ち、効率的で柔軟な対応を行うための体制を構築することで「区内まるごとキャンパス」化を実現し、最先端の生涯学習と新たな文化・芸術を区民との協働・協治により、幅広く展開する「生涯学習都市・文京」を築くものである。

〔文京アカデミー構想とは〕

最先端の生涯学習を「区内まるごとキャンパス」化して展開する政策名である。

〔文京アカデミーとは〕

生涯学習・文化行政を総合的に推進する組織名である。

4 基本的な方向性

(1) 多様な学習講座の拡大

本区では、これまでも民間教育事業者のノウハウを活用した学習講座の開設や、「IT人材育成特区講座」など、他自治体と比べても先進的な施策を展開し、多様な学習機会、発表の場を提供してきた。しかし、近年ますます多様化する区民の学習ニーズに応えるためには、さらに多彩なカリキュラムの提供が求められている。

それに応えるために、従来の基礎的、導入的な講座だけではなく、高度・専門的な知的欲求やキャリアアップに対応する学習機会を提供し、先進的な講座をはじめ、従来にも増して多様な学習講座の受講を可能とする方策を推進する必要がある。

(2) 大学等の教育・文化資源の活用

本区は、15もの大学が集積するなど、多数の教育機関を擁しており、従来から学長講演会、大学公開講座等が行われてきた。こうした地域資源については、社会人大学院の区民開放、大学図書館の開放など、更にハード、ソフト両面で連携を強化することで、生涯学習や文化振興を一層充実することが可能である。また、大学や各種法人の文化施設や、そこで保有する貴重な資料等の区民の利用拡大を図ることも今後の課題である。

折りしも、近年では、大学や企業でも地域貢献に対する意欲が高まり、大学におけるエクステンションセンターの設置をはじめ、企業メセナも活発に行われている。このため、今後は行政の果たす役割も自治体の個性に応じたものであるべきであり、大学や企業等との共存・連携の中で地域資産の一層の活用や、本区の地域特性を活かした文化発信事業を行うなどの方策を推進することが求められている。

(3) 学習の成果を活かす

これまでの生涯学習では、初歩的な趣味、教養講座に軸足を置き講座の企画運営が行われてきた。受講後のさらなる向上は民間事業者または、自主サークルなどに委ねられる部分が多かったといえる。

また、「文の京文芸賞」をはじめ全国的な文化創造・発信事業を実施するなど発表の場を提供してきたが、さらなる充実が求められる。

今後は、高度な知識習得や長期開講講座を設けるとともに、例えば、他自治体では例のない、区独自の資格制度を設け、資格取得者には区の実施事業などで学習成果や能力を発揮する機会の提供や講師等として登用する。

このように学習成果を活かすことは、地域貢献の場を更に広げ、区民との協働を実践し、併せて、受講者の学習意欲・達成感を高める方策としても重要である。

5 目標実現のための方策

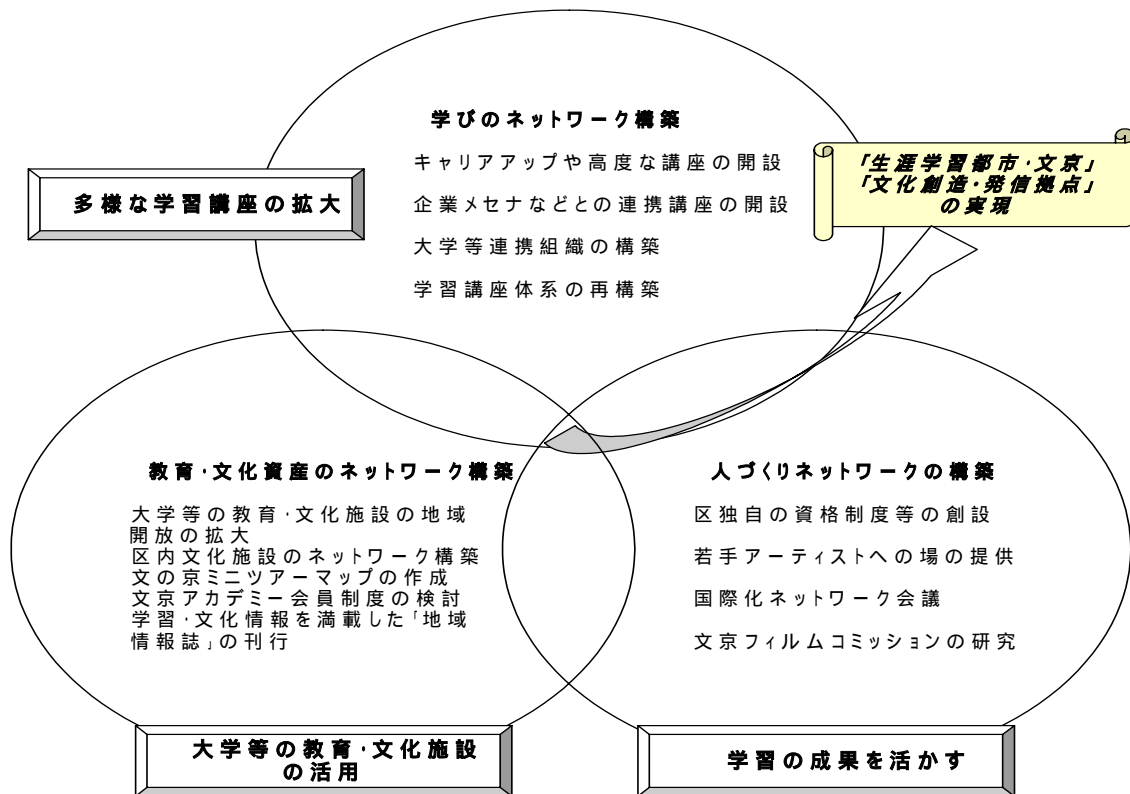
(1) 3つのネットワーク

本区では、これまでも、樋口一葉ゆかりの地域と協働した「一葉物語事業」をはじめ、新聞社との共催による「英国科学実験講座・クリスマスレクチャー」、区民参加型事業である「区民オペラ」などの文化創造事業や、学習講座ではゼミ方式による「区民大学院」を開設するなど、先駆的な事業に取り組んできた。今後は、これらの事業を充実・拡大するとともに、新たな方策を講じていくものである。

そのためには、本区の特性である、大学をはじめとした多くの教育機関、文化施設などの地域資産を活用し、区民に様々な形で還元していくことが必要である。地域資産を点から面への広がりとして展開を図り、それぞれが補完しあい、より活性化するためのネットワーク化が不可欠であり、行政はネットワークセンターとしての機能を積極的に担い、先導的な役割を果たしていかなければならない。すでに各大学とは16年度から生涯学習担当者の連絡会を設け、連携のための検討に着手しているが、今後は、企業等も加えた区民参画による実効性のあるネットワークづくりを進めていくものである。

本構想では、これらの多様な事業展開を目指し、次の3つのネットワークを構築する。

〔図1：3つのネットワーク〕



学びのネットワークの構築

区と区内大学との協力関係は、公開講座、連携講座をはじめ、「IT 人材育成特区講座」を共催実施するなど、徐々に確立しつつあるが、更に、大学等を地域に浸透させていくためには、区が区民と大学との橋渡しを推進することで講座等へ区民意見を一層反映するしくみを構築していくことが求められている。

また、企業による地域貢献事業も活発に行われてきているが、区民が望んでいる事業テーマの把握、集客のための方策、地域PRのノウハウなどに苦慮している。これらは行政との協働により解決できることも多い。

さらには、NPO 等の活動も目覚しく、その内容も多様であり充実したものとなっている。

今後は、生涯学習担当者連絡会に区民、企業等も加え、定期的を開催することで総合的な事業調整を図るとともに、情報交換を行うことで相互が機能し、また補える体制を構築する。

〔実施を検討している事業例〕

ア． キャリアアップや高度な講座の開設

事業内容 IT 人材育成特区の活用など、区と大学が連携して高度な講座を開設する。大学や大学エクステンションセンターが実施する、資格取得に結びつく講座において、区民に低料金の受講枠を確保し、キャリアアップ等を支援する。その他社会人大学院の区民への開放、e ネットラーニングシステムを活用した講座などを実施する。

イ． 企業メセナなどとの連携講座の開設

事業内容 企業等の寄付、協賛、人材などの協力を有効活用した講座を開設する。なお、事業形態としては、企業が企画運営する講座への区民枠の確保、文京アカデミーと企業が連携しながら企画運営する講座の実施、文京アカデミーが企画する講座への企業等の協力・支援などが考えられる。

ウ． 大学等連携組織の構築

事業内容 大学・企業の生涯学習担当者を構成員とする協議組織を構築し、情報の共有化を図ることで、それぞれの特性を活かした連携事業を模索する。

エ． 学習講座体系の再構築

事業内容 語学・教養講座等は、民間事業者への委託から主軸を大学連携講座に移行させていく。また、学習講座の名称、区民大学院のあり方などの検討や大学連携講座と大学公開講座の位置付けの見直しなど、講座の体系を整理する。

教育・文化資産のネットワークの構築

区内の大学・企業等との関係については、従前からの一定の関係は担保されているものの、「区内まるごとキャンパス」とまでには至っていない。多くの区民から要望のある大学図書館や体育施設開放などもその実現数はまだ少ない。しかし、大学・企業にとっても地域貢献の重要性が認知された現在、行政が相互にメリットを感じることでできる提案を積極的に行うことで、施設開放をはじめ、保有資料などの公開を働きかけていく。

また、区内に多く存在する博物館・美術館等の連携を深め、集客力アップのための共同企画や共同PRなどの検討を行う。さらに、本区には野球博物館、サッカーミュージアム、講道館のスポーツの殿堂が集積していることから、それぞれとの連携事業も検討していく。

〔実施を検討している事業例〕

- ア． 大学等の教育・文化施設の地域開放の拡大
事業内容 グラウンド、ホール、教室などの大学等の施設を活用した、教育・文化・スポーツ事業の実施や区民への開放を進めていく。また、大学図書館の開放を一層拡大し、専門的資料の活用機会の充実を図る。
- イ． 区内文化施設のネットワーク構築
事業内容 行政がコーディネーター役となり、ネットワークの結成・参加を呼びかける。ネットワーク構築後は、相互連携、情報交換を活性化し、統一PR活動や統一入場券の発行、出前展示など魅力ある事業の展開を目指す。
- ウ． 文の京ミニツアーマップの作成
事業内容 区内の大規模集客施設を中心にした1～2時間程度で回れるツアーコースを設定し、見所・土産・食事所等を記載したマップを作成する。マップは、コースの中心となる施設で配布し、コース写真とともにホームページにも掲載する。掲載店とのタイアップをはかり、マップ利用の付加価値をつける。
- エ． 文京アカデミー会員制度の検討
事業内容 今後の運営状況を見ながら、文化・スポーツ等公共施設の共通利用カードや優先・割引制度を検討する。
- オ． 学習・文化情報を満載した「地域情報誌」の刊行
事業内容 行政・大学・企業等の事業情報を網羅する「地域情報誌」を定期的に刊行し、区内まるごとキャンパスを実現する。

人づくりネットワークの構築

従来、生涯学習では、初級クラスを中心とした趣味・教養講座を開設することで、区民に自己実現の場を提供してきた。しかし、本構想ではさらに、区独自の資格制度を設け、インタープリターや（仮称）生涯学習士などの養成講座などを設けることで、修了者に対しキャリアアップや地域貢献などの活躍の場を広く提供するものである。このため、行政、大学、NPO、企業等との連携により、それぞれが求める人材情報や活躍の場の情報を交換・共有する、人づくりのネットワークを構築し、区民の高度な知的欲求を満たす方策を講じていく。

また、文化・芸術活動においても、若手アーティストを中心にホールなどの既存の施設にとどまらず、商店街・公園などの屋外施設など、まち全体に発表の場を確保することで、新たな文化芸術活動を担う人材を育成していく。

〔実施を検討している事業例〕

ア． 区独自の資格制度等の創設

事業内容 想定している資格講座は次のとおり

- ・文化イベント、展覧会などのインタープリター
- ・講座や生涯学習イベントを支援できる、（仮）区民大学サポーター
- ・青少年育成やスポーツ振興分野でのリーダーとなる、（仮）生涯学習士
- ・観光、福祉、子育て、防災などの分野を想定

イ． 若手アーティストへの場の提供

事業内容 レンタル形式のアートBOXを設置し、各種作品の発表の場とする。また、区内企業・商店等の中にも発表の場を設け、街のアートスポットについて協力を求めていく。

ウ． 国際化ネットワーク会議

事業内容 区民・外国人・区・大学・企業などを構成員とした、国際化ネットワーク会議を設置する。ネットワーク会議では、地域特性に応じた国際化への対応を図り、住みやすいまちづくりや国際化推進施策を検討する。また、生活サポート、ホームステイ、観光ガイドなどの需要に対応するボランティアなどのネットワーク構築を推進する。

エ． 文京フィルムコミッションの研究

事業内容 テレビドラマ、CMなどのロケ撮影に際し、ロケ現場の紹介、許可、届出手続きの代行、撮影スタッフの宿泊施設や食事の手配などの関連業者の紹介等による支援の方法、内容を調査・研究するとともに、NPOや区民と協働により人材の育成を図り、組織化の可能性を検討する。

(2) 推進体制の考え方

基本的考え方

文京区は、平成13年に基本構想を制定し、「学ぶ楽しさ、生きる智慧を育む」を第一政策として位置づけ、区は、誰もが、学ぶこと、生きること、遊ぶことを調和よく実現できるよう、多様な環境条件を整えることとした。生涯学習に関する施策についても、この基本構想に掲げる目標を実現するため、区長を本部長とした文京区生涯学習推進本部を設置し、総合的な生涯学習推進計画を策定したうえで推進してきたところである。

しかし、近年では大学・企業・NPO等との協働など、多様な形態での連携事業が必要とされることから、従来にも増して迅速な意思決定が求められている。

また、現在は教育委員会と区長部局で目的や手法が重複、重なる事例が見られるが、より事業効果を高めるためには、相互の調整が不可欠である。更に、近年は、文化施策と国際交流施策や観光施策との連携など、生涯学習分野と他の分野との連携・協力が重要となっている。

この結果、新たな体制については、区民の意向を速やかに集約し、全庁的な観点からの企画・調整が可能であり、効率的な運営とともに、区民の利便性が高い組織づくりが求められる。構想の内容は、単に「学習・講座」の充実、拡大にとどまらず、生涯学習、文化、スポーツ行政を総合的、横断的に展開するものであるため、全庁的視野に立った政策形成が可能となる体勢が重要である。本構想は、「日本一の教育のまち」を実現するという区長の政策目標を実現することを目的としており、区長の強いリーダーシップが発揮できることが重要である。これらのことから、文京アカデミー構想を実現する体制としては、所管を区長部局内に一体化し、各種事業の再編統合を行っていくべきである。

しかし、本構想では生涯学習・文化・スポーツなど、多岐にわたる分野の事業を円滑に推進することが求められ、すべての事業を区の直営で実施することは、人件費を含めた経費や迅速で柔軟な事業運営を行うとの観点からも効率性に欠ける。このため、政策形成、企画、調整等の業務と事業実施等については、民間を含めた事業者との役割分担を明確にし、実施すべきものとする。

このことから、所管組織の基本施策の下に、各種事業を実施する事業者として検討した結果、設立時は区的全額出資及び行政を補完する公益法人であるため、区の示す方向性を迅速・的確に反映することが出来る。現行の寄附行為は本構想の趣旨と合致しており、従前から、ホール等の文化・スポーツ事業などを受託しているなど、本構想へのスムーズな移行が可能である。区民、NPO、大学等との協働を行ううえでも、区と同等の信頼性が担保できる。などの理由により、文京区地域・

文化振興公社を活用することが望ましいと考える。

生涯学習・文化施策の再構築

本構想では、教育委員会事務、区長部局所管事務に関わらず、生涯学習・文化・スポーツ行政の所管組織を抜本的に見直し、効率的で機動力のある組織の構築に向けて検討を行った。

ア 区長部局内に、本構想を実施するための企画・立案・調整機能及び教育委員会や文京アカデミー構想の各種事業を実施する事業者との連絡調整機能を担うための組織を設置する。

また、区長部局と教育委員会との連絡・調整機能を担保するための仕組みを検討し、教育委員会の意向を反映するとともに、全庁的な政策執行をさらに強固なものとする。

イ 教育委員会生涯学習部所管事業のうち、都教育委員会との連携が深い事業や学校教育との一体的な執行が必要であるなど、教育委員会に置くことが望ましい、文化財保護、PTA支援、家庭教育等を除いては、区長部局へ移管し、区長部局で所管する文化施策との一元的な執行体制を構築する。また、本年度に全館で民間への窓口業務委託を完了した図書館については、引き続き、その効果について検証するとともに、今後のあり方について検討する。

ウ 総務課が所管する国際化事業は、姉妹都市交流、外国人相談、国際理解・交流事業等であるが、カイザースラウテルン市との姉妹都市交流は、公式訪問など区の政策的決定も伴うため、引き続き総務課で所管する。

しかし、その他の国際化事業については、異文化交流との観点からも他の文化施策との連携による推進が望ましく、また、市民レベルでの交流が重要である。このことから、本構想の中でさらにNPO、大学、企業等との連携を強化し、推進していくものである。

エ 経済課所管の観光事業については、今後も、産業振興としての連携は取りながらも、本区の特性である豊富な文化資産を貴重な観光資源として捉え、より効果的に活用するとの観点から、文京ふるさと歴史館文化財普及事業等との緊密な連携により推進することが望ましいとの結論を得た。

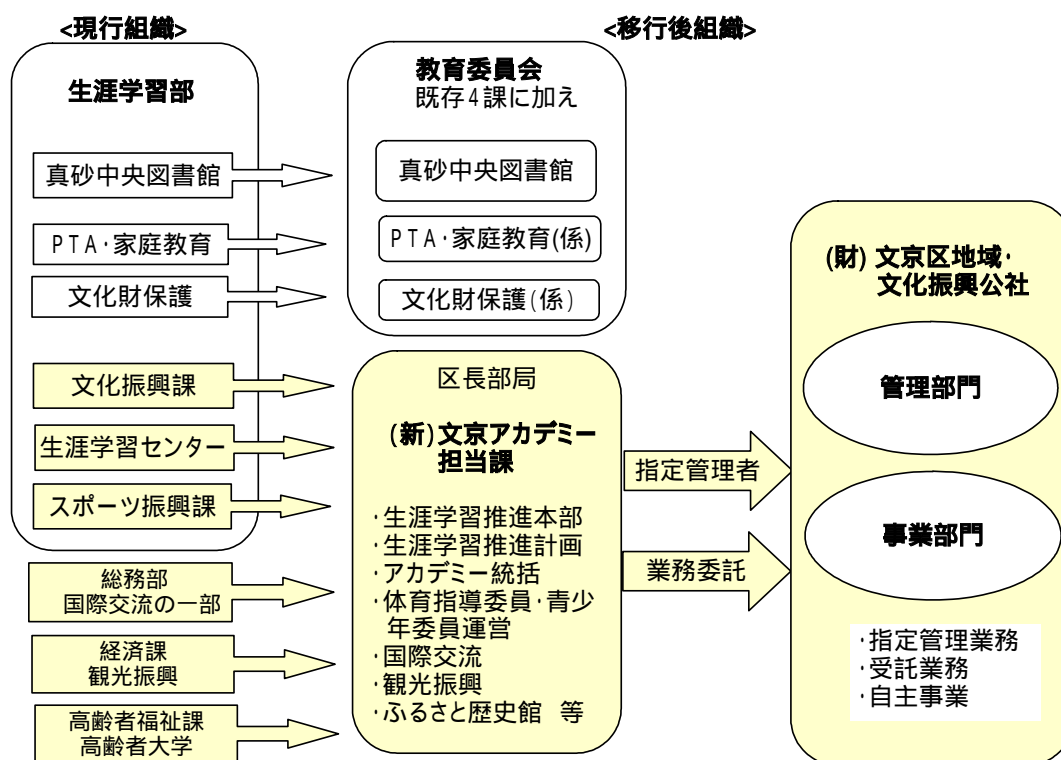
オ 青少年対策事業（男女平等青少年課所管）と青少年育成事業（文化振興課所管）は、いずれも青少年を対象とすることから、両分野の一層の連携を図るため、現在、教育委員会で実施している青少年育成事業を区長部局（（新）文京アカデミー担当課）に移管する。

なお、両分野の事業の一元化についても検討したが、青少年対策事業は、青少年の指導、健全育成、非行防止などの対策を関係行政機関

や地域が連携しながら総合的に実施するものであり、一方、青少年育成事業は、青少年の余暇活動や青少年団体、リーダーの育成を推進するもので、各団体の設立経緯や事業の内容・手段等が異なっている。また、設立からこれまでの歴史も踏まえると、区長部局の同一部署のもとで事業を一元化するよりも、むしろ、それぞれの分野において事業展開しながら連携を強化していくことが、青少年の健全育成にとって、より効果的であると判断した。

- カ 学務課所管の学校施設開放、文化振興課の校庭開放、また、スポーツ振興課のスポーツ開放は、学校施設の活用という面で共通性があることから事業の一元化を検討したが、学校施設開放は施設の貸出業務であり、他の2事業は施設を活用した開放事業で、事業の実施面においては異なるものであることから、現状にとどめることとする。なお、校庭開放、スポーツ開放事業については「地域総合型スポーツクラブ」の検討状況をも見ながら、統一の可能性を検討していくものとする。
- キ 高齢者福祉課所管の高齢者大学事業は、今後、本構想の中で実施していくが、平成18年度については従前の事業形態を継続する。
- ただし、平成19年度以降については、区民大学等の事業と統合するなど、事業形態の見直しを行なう。

〔図2：文京アカデミー構想に伴う組織の再構築〕



詳細は[資料3]を参照

所管施設等

文京アカデミー構想は、生涯学習・文化・スポーツ施策を総合的、一体的に推進するものであり、これらの主要施設である生涯学習センター（生涯学習館5館）や響きの森文京公会堂、さらにはスポーツセンターなどの体育施設（体育館2、屋外施設5施設）は、構想実現のためには不可欠の施設である。また、これに加え、「まるごとキャンパス」を推進することからも、区民センター、スカイホール、教育の森公園を学習・文化施設と位置づけ、文京アカデミー所管施設等としては8施設（18か所）となった。

区民センターについては、自主事業のほか、今後、大学・企業等との多様な連携で予測される講演会事業等に活用する。また、スカイホールについては、現在のシビックホール利用者への優先的利用に加え、ギャラリーシビック等の利用者へも一体的利用を可能にするなど、文化施設と活用を広げる。また、教育の森公園については、屋外での文化発信の場として位置づけ、新たな機能を加えることから、文京アカデミー構想を構成する施設とした。

なお、ふるさと歴史館については、所管を区長部局に移行するものの、観光行政との一体的な運営をさらに推進する、専門職である学芸員の派遣期間等の制約により、今後も施設運営は区の直営とした。

また、図書館については、教育委員会での所管は継続するものの、生涯学習の中核施設としての役割は大きく、本構想を構成する施設として位置づけるものである。

〔表1：文京アカデミー所管施設等〕

	施設名		施設名
1	区民センター	10	音羽生涯学習館
2	響きの森文京公会堂	11	千石生涯学習館
3	スポーツセンター	12	茗台生涯学習館
4	総合体育館	13	ふるさと歴史館
5	教育の森公園	14	小石川運動場
6	スカイホール	15	後楽公園少年野球場
7	生涯学習センター	16	竹早テニスコート
8	向丘生涯学習館	17	六義公園運動場
9	湯島生涯学習館	18	柏総合運動場

区民との協働

生涯学習については、従来から施策の企画調整に関することから、個々の事業の実施方法等に関することまで、区民や各種団体の方々に幅広く意見を聞くとともに、講師を努めていただくなど様々な協働活動を展開してきた。

本構想は、区民、大学等の力を地域で最大限に発揮できるようにすることを目指しており、今後は、生涯学習検討組織や文化行政協議組織など、区民、企業、大学、各種団体などで構成する協議の場を設け、従来にも増して区民参画や協働の取組みを充実させていくものである。

(参考) 国や他自治体の動向

生涯学習、文化行政における近年の国の動向としては、平成 17 年 1 月の中央教育審議会教育制度分科会地方教育行政部会のまとめである「地方分権時代における教育委員会の在り方について」や平成 16 年 5 月の地方分権改革推進会議の「地方公共団体の行財政改革の推進等行政体制の整備についての意見」において、それぞれ「首長と教育委員会の権限分担の弾力化」あるいは、「地方公共団体の担当部局が自由に選択・調整できるようにすること」を今後の課題としている。

また、他の自治体の近年の動向としては、東京都では教育委員会で所管していた文化振興施策を生活文化局への統合を行ったが、島根県出雲市、群馬県太田市、千代田区、豊島区などでは、生涯学習、文化、スポーツ施策の大半を自治法第 180 条の 7 による委任及び補助執行により首長部局への移管を行っている。

用語解説

- * IT (情報関連技術)・・・Information Technology の略。コンピューターを核にしたハードウェア、ソフトウェア、システム、通信などの技術のこと。
- * 自治基本条例・・・平成 16 年 12 月に区が制定した区の条例で、自治の理念や基本的なしくみを定めている。区の自治の理念を、「区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区といった各主体が、『協働・協治』の考え方に基づき、相互に理解を深め、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、助けあいながら自主的・自律的に活動を行う」と定義しているほか、区民等の権利と責務、区の責務、協働・協治の推進などを規定している。
- * パブリックコメント・・・行政が重要事項について最終決定をする前に、必要な情報とともに素案を公表し、それに対する市民・事業者などの意見・異見を求め、それを勘案して最終的決定をする意思決定のシステムのこと。
- * キャリアアップ・・・職業や地域活動などに活かす能力の向上を図ること。従来は企業等主導であったが、最近では地域活動、社会活動など職業面に限定しない広い範囲や、女性の復職、高齢者の再就職など多様な目的に応じて、個人主導で能力向上を図ることを指すようになっている。
- * エクステンションセンター・・・国立大学法人化などに伴い大学等の社会貢献活動が注目されるようになったことなどに伴い、保有している人的・知的財産を従来の学内への提供に留まらず、公開講座などを通して広く地域社会に提供するとともに、地域住民のニーズを汲み取ることなどを目的として設置する機関のこと。
- * 企業メセナ・・・mecenat (メセナ)という言葉は、「芸術文化支援」を意味するフランス語のこと。日本では、「即効的な販売促進・広告宣伝効果を求めるのではなく、社会貢献の一環として行う芸術文化支援」という意味で、企業メセナという言葉が導入され、その後、広い意味で、教育、環境、福祉などを含め「企業の行う社会貢献活動」として使われるようになってきている。
- * e - ネットラーニングシステム・・・このシステムは、インターネットを通じて学習講座等を配信することで、24 時間自宅で学習できる環境を作るシステム。文京区では区内大学の既存システムを活用し、文京区に関連する講座等を配信する準備を進めている。

- * インタープリター・・・interpreter とは、通訳、解釈する人、コンピューター解釈プログラムという意味の言葉で、ここでは、修得した知識や経験を活かし、解説をしながら美術館、博物館などを案内できる人をイメージしている。

- * 総合型地域スポーツクラブ・・・地域住民が主体的に運営するスポーツクラブの形態で、種目、世代、技術レベルの多様性など会員（地域住民個人）のニーズに応じた活動をスポーツ指導者の下で行えるスポーツクラブのこと。地域住民の自主財源による運営、クラブ理念の共有などを基本としており、文京区では従来から実施しているスポーツ開放の地域住民主体による運営委員会化を推進しながら、将来的な総合型地域スポーツクラブへの移行を目指して検討を進めている。

- * 自治法第 180 条の 7・・・地方自治法の「事務の委任等」に関する規定。普通地方公共団体の委員会、委員等が、権限に属する事務の一部を普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の職員若しくは補助機関の長等に委任し、または、補助執行させることができると定められている。

(仮称)文京アカデミー構想検討部会設置要綱

平成17年4月22日 17文企企第6号

(設置)

第1条 生涯学習推進計画を具体化する(仮称)文京アカデミー構想(以下「構想」という。)の策定に関する検討を行うため、文京区生涯学習推進本部設置要綱(平成4年4月23日3文教生社発第43号)第5条第4項の規定に基づき、(仮称)文京アカデミー構想検討部会(以下「検討部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 構想の策定に関すること。
- (2) 構想の推進に係る諸施策の調整に関すること。
- (3) その他構想の推進のための重要な事項

(構成)

第3条 検討部会は、部会長、副部会長及び部会員を持って構成する。

- 2 部会長は、企画政策部長の職にある者とし、会務を総理し、検討部会を代表する。
- 3 副部会長は、教育局生涯学習部長の職にある者とし、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 部会員は、別表に掲げる職にある者とする。

(運営)

第4条 検討部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、事案に関係ある者に検討部会への出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 検討部会は、特別の事項を調査し、又は審議するため、分科会を置くことができる。

(庶務)

第5条 検討部会の庶務は、企画政策部企画課及び教育局生涯学習部文化振興課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表(第3条関係)

所 属	職
企 画 政 策 部	企 画 課 長
企 画 政 策 部	財 政 課 長
企 画 政 策 部	企 画 政 策 部 副 参 事
総 務 部	総 務 課 長
総 務 部	職 員 課 長
総 務 部	総 務 部 副 参 事
区 民 部	区 民 課 長
区 民 部	経 済 課 長
区 民 部	男 女 平 等 青 少 年 課 長
教 育 局 学 校 教 育 部	学 務 課 長
教 育 局 生 涯 学 習 部	文 化 振 興 課 長
教 育 局 生 涯 学 習 部	ス ポ ー ツ 振 興 課 長
教 育 局 生 涯 学 習 部	真 砂 中 央 図 書 館 長

推進本部・検討部会等の会議開催一覧

1 生涯学習推進本部

開催日	議題
第1回：4月1日	(仮称)文京アカデミー構想検討部会の設置について
第2回：8月31日	(仮称)文京アカデミー構想素案について
第3回：11月9日	文京アカデミー構想(最終案)について

2 文京アカデミー構想検討部会

開催日	議題
第1回：4月28日	(仮称)文京アカデミー構想の検討の進め方 分科会の設置について 今後のスケジュール
第2回：6月14日	(仮称)文京アカデミー構想検討部会分科会における検討報告について 「文京区生涯学習推進本部」のあり方について 組織について
第3回：7月7日	(仮称)文京アカデミー実施事業案について (仮称)文京アカデミー所管組織について
第4回：7月19日	(仮称)文京アカデミー所管組織について
第5回：7月27日	(仮称)文京アカデミー構想素案(案)について
第6回：8月23日	(仮称)文京アカデミー構想素案(案)について
第7回：10月31日	文京アカデミー構想(最終案)について

3 文京アカデミー構想検討部会分科会

開催日	議題
第1回：5月12日	(仮称)文京アカデミー構想の検討の進め方 今後のスケジュール
第2回：6月1日	各作業部会の検討案の報告について (仮称)文京アカデミー実施事業の整理について
第3回：7月1日	(仮称)文京アカデミー実施事業案について (仮称)文京アカデミー所管組織について
第4回：9月2日	(仮称)文京アカデミー構想(素案)について 今後のスケジュール
第5回：10月20日	(仮称)文京アカデミー構想に関する既存の区民参加組織について (仮称)文京アカデミー構想(素案)に対するパブリックコメントについて 組織及び事業等の方向性について

事業等の方向性

は指定管理業務、 は業務委託を指す。

予算 予算 「目」 大事項名 (事業等名)	方向性		教育委員 会に残る 事業	備考 (方向性の説明等)
	区長部局へ移管 又は 補助執行	区が直接 実施 指定管理 業務委託		
総務管理費				
国際化推進経費				
	外国人支援等			(仮称)文京アカデミーに事業委託し、より柔軟で機動的な事業展開を図る。
国際交流関係経費				
	姉妹都市交流			文化施策等と連携しながら総務部において事業等を実施する。
	国際理解・交流事業			(仮称)文京アカデミーに事業委託し、より柔軟で機動的な事業展開を図る。
	国際協力等			
	外国人支援等			
企画調査総務費				
総合企画経費				
	懇談会等			年1回、区長と区内大学の学長の懇談会を開催
区民行政総務費				
シビックセンター区民会議室運営				
	スカイホール			指定管理業務として実施する。
還付金				
	スカイホール			還付金は直接区が処理する。
地域・文化振興公社費				
地域・文化振興公社補助金				
	一般スポーツ教室 (開放)			スポーツセンター、総合体育館の指定管理業務の一環として実施する。
	各種大会			
	水泳教室			
	自主事業			
	人件費補助			従来どおり人件費補助を行う。
	運営補助			従来どおり運営費補助を行う。
	事業補助(シビック ホール事業、スポ セン事業、高齢者 大学等)			既存事業の一部は補助事業として継続し、施設に伴う事業は指定管理業務として実施する。
施設管理運営委託				
	スポーツセンター			多分野の施策との連携を図るため区長部局へ移した(補助執行)うえで、指定管理者制度を導入する。
	総合体育館			
	響きの森文京公会 堂			指定管理業務として実施する。
	区民センター			
	教育の森公園			
還付金				
	響きの森文京公会 堂			還付金は直接区が処理する。
	区民センター			

事業等の方向性

は指定管理業務、 は業務委託を指す。

予算 「目」	予算 「大事項名」 (事業等名)	方向性		教育委員 会に残る 事業	備考 (方向性の説明等)
		区長部局へ移管 又は 補助執行	区が直接 実施		
商工総務費					
	五大まつり助成				各まつり実行委員会への補助金の交付事務が主たる事業内容。他にイベント等への参加、PR事務、道路・公園使用許可申請等の事務あり。
商工振興費					
	文京朝顔・ほおずき市助成				補助金の交付事務が主たる事業内容。他にイベント等への参加、PR事務等の事務あり。
	下町まつり助成				
	観光振興事業				
	散歩道案内図作成助成				現在は、観光協会への補助金交付事務である。業務委託可能であるが、文化財普及啓発との整合性を図る必要がある。
	観光リーフレット作成助成				
	観光案内板の整備				観光案内板の補修・整備。業務委託可能であるが、文化財普及啓発との整合性を図る必要がある。
	観光協会観光振興助成				観光協会への補助金交付事務
八ヶ岳高原学園管理費					
	区民開放経費				
	八ヶ岳学園区民開放				窓口を一元化する。
社会教育総務費					
	職員給与費				
	社会教育主事				PTAの支援に関する業務に従事するものとし、PTA支援を所管する教育委員会に残す。
	社会教育指導員報酬等				
	文化育成事業				指定管理業務として実施する。なお、大会事業等の自主運営化を一層進め、より効率的で区民と密着した活動を促進していく。
	視聴覚ライブラリー				社会教育法に基づく、視聴覚教育等に必要な資材などの整備と位置づけられるが、生涯学習事業全般の移管に合わせ、補助執行による指定管理業務とする。
	文の京文芸賞				区の分担金を実行委員会に支出し、実行委員会事務局をアカデミー(公社)が担当する。
	区内大学等コンサート				
	カレッジコンサート				指定管理業務として実施する。なお、参加する大学生による自主的・主体的な実行委員会の運営を推進していく。
	文の京 文化発信プロジェクト				アカデミーに事業委託することで、より柔軟で機動的な事業展開を図る。
	生涯学習の推進				
	生涯学習推進協議会				全庁的に生涯学習を推進するため、区長部局に新たな組織を設置する。
	生涯学習推進計画				区長部局へ移行し、観光・国際化施策等と連携した全庁的な生涯学習の推進を図る。
	区民大学企画運営委員会				指定管理業務の一環として実施する。
	学長講演会				指定管理業務の一環と考えるが、事業のあり方を検討する。
	生涯学習人材バンク				登録及び管理は区が行う。
	生涯学習人材バンク				運営は、指定管理業務として行い、効果的に人材を活用できるような事業展開を図る。

事業等の方向性

は指定管理業務、は業務委託を指す。

予算目次 「目」大事項名 (事業等名)	方向性		教育委員会に残る事業	備考 (方向性の説明等)
	区長部局へ移管 又は補助執行	区が直接 実施		
文化財普及費				
文化財普及				
	文化財普及			区長部局において観光施策等と融合させながら、効果的な事業展開を図る。(文京ふるさと歴史館所管)
	文化財標示板、坂道標示板			引き続き教育委員会で実施する。
文化財保護				
	国・都・区指定文化財保護関係事務			文化財保護法の趣旨を勘案し、教育委員会に残す。
	文化財保護法に基づく、埋蔵文化財事務			
	埋蔵文化財調査、収蔵遺物の整理・保管・管理等			
	文化財保護関係事務			
	文化財保護審議会			
	文化財調査員(埋蔵文化財担当非常勤学芸員)			
	文化財調査員(随時勤務)			
	文化財保護の専門的事項			文化財保護法の趣旨を勘案し教育委員会に残すが、建造物等の指定(登録)文化財等に係る専門的な調査の実施や所見及び現場立会いなどについては、ふるさと歴史館の学芸員の協力のもとで実施する。
青少年教育費				
青少年委員				
	青少年委員委嘱等			区長が委嘱し、報酬等は区が支出する。
	青少年委員運営			青少年教育・育成コーディネーターとしてより広範囲な活動を展開するため、運営の支援はアカデミーに委託する。
	日曜青年教室			アカデミーに業務委託したうえで、NPOを主体とした事業展開への転換を検討する。
	青少年リーダー育成			アカデミーに委託したうえで、卒業生リーダーを主体とした事業実施への転換を進める。
成人教育費				
家庭教育学級				
	PTA育成			PTAの支援事業として、PTA支援を所管する教育委員会に残す。
区民大学				
	区民大学講座(民間教育機関委託)			指定管理業務の一環として実施する。なお、教養・語学等民間教育機関への委託については、段階的な縮小を検討する。
	区民大学院講座			区民大学院のあり方について検討する。
	大学連携講座			指定管理業務の一環として実施し、連携講座の拡大、大学の独自性を生かした講座の実施、公開講座の連携講座への統合などを進める。なお、大学が自主的に実施する講座は後援事業と位置づける。
	大学公開講座			
	区民提案型講座			区民の視点を生かした協働形態を構築し、指定管理業務の一環として実施する。
	特区認定申請、変更申請等			特区の申請については、区長が行う。
	IT人材育成特区講座			認定された特区事業については、指定管理業務の一環として実施する。
	生涯学習サークル連絡会			連絡会の自主運営を目指し、指定管理業務の一環として学習サークルの育成支援を行う。
	親と子どものための音楽体験			指定管理業務として実施する。

事業等の方向性

は指定管理業務、 は業務委託を指す。

予算 「目」	予算 大事項名 (事業等名)	方向性		教育委員 会に残る 事業	備 考 (方向性の説明等)
		区長部局へ移管 又は 補助執行	区が直接 実施		
情報通信技術支援事業費					
	ITパソコンサロン				指定管理業務とするが、今後の事業展開については検討を行う。
生涯学習センター費					
	企画展				指定管理業務として実施する。
生涯学習センター管理運営費					
	生涯学習センター				効率的、効果的な施設運営を図るため指定管理業務とする。
	向丘生涯学習館				
	湯島生涯学習館				
	音羽生涯学習館				
	千石生涯学習館				
	茗台生涯学習館				
	社会教育指導員				生涯学習業務の移行に伴い、専門知識を有する社会教育指導員はアカデミーでの採用を検討する。
	生涯学習館の事業運営				指定管理業務として、地域に根付いた団体、サークルと連携した生涯学習事業を展開する。
ふるさと歴史館費					
	資料収集保存				鷗外記念館との一体的な管理運営を考慮し、展示等事業を含め、歴史館の管理運営全般について区長部局で直営で行う。
	調査研究				
	特別展				
普及事業					
	普及事業				区長部局において観光施策等と融合させながら、効果的な事業展開を図る。(文京ふるさと歴史館所管)
	ふるさと歴史館友の会				友の会は条例で規定している協力組織であり、館の管理運営の一環として位置付けられる。
	管理運営費				鷗外記念館との一体的な管理運営を考慮し、展示等事業を含め、歴史館の管理運営全般について区長部局で直営で行う。
図書館総務費					
	図書館広報				カウンター業務委託の実施状況を検証し、今後のあり方を検討する。18年度は教育委員会に残す。
図書館事業費					
	図書館資料費				カウンター業務委託の実施状況を検証し、今後のあり方を検討する。18年度は教育委員会に残す。
	電算関係経費				
	図書館運営費				
	ブックスタート事業				
	鷗外記念室運営費				
図書館維持管理費					
	館舎維持管理				カウンター業務委託の実施状況を検証し、今後のあり方を検討する。18年度は教育委員会に残す。
	施設設備整備				

事業等の方向性

は指定管理業務、 は業務委託を指す。

予算 予算 「目」 大事項名 (事業等名)	方向性		教育委員 会に残る 事業	備 考 (方向性の説明等)
	区長部局へ移管 又は 補助執行	区が直接 実施 指定管理 業務委託		
社会体育総務費				
体育指導委員				
	体育指導委員委嘱 等			スポーツ振興法で教育委員会が委嘱することになっている。 また、非常勤と位置づけられているため、報酬については区 から支出する。
	体育指導委員運営			事務局機能等は、多分野の施策との連携を図るために区長 部局へ移した(補助執行)うえで、アカデミーに業務委託して 迅速で柔軟な運営を行う。
	体指・リーダー地域 派遣及びリーダー 委嘱			アカデミーへの委託事業とする。なお、生涯学習人材バンク との一元化について検討を行う。
体育事業				
	区民少年軟式野球 大会			六義公園少年野球場の指定管理業務の一環として実施す る。
	文京区少年サッ カー大会			小石川運動場の指定管理業務の一環として実施する。
	健康づくり教室 ファミリーハイキ ング教室			多分野の施策との連携を図るために区長部局へ移した(補 助執行)うえで、アカデミーに業務委託し、迅速で柔軟な運 営を行う。
	ファミリースポー ズデー(体育の日記 念事業)			スポーツセンターの指定管理業務の一環として実施する。
	小・中学生スポー ズ教室			
	初心者スポーツ教 育指導者講習会			他のスポーツ事業同様、アカデミーに業務委託したうえで、 大学との連携事業として講演、実技指導などの実施につい て検討する。
体育協会事業委託				
	区民大会開催			多分野の施策との連携を図るために区長部局へ移した(補 助執行)うえで、アカデミーに業務委託し、迅速で柔軟な運 営を行う。
	都民大会選手派遣			都民大会参加申込は補助執行業務として教育長名で行 い、運営はアカデミーに委託する。
	スポーツ少年団運 営費			多分野の施策との連携を図るために区長部局へ移した(補 助執行)うえで、アカデミーに業務委託し、迅速で柔軟な運 営を行う。
学校施設開放費				
	校庭開放			アカデミーに委託したうえで、自主運営委員会化を進める。
スポーツ開放				
	スポーツ開放指導 員委嘱			スポーツ開放事業同様、アカデミーに業務委託する。
	スポーツ開放(運営 委員会)			他のスポーツ事業同様、アカデミーに業務委託する。なお、 総合型地域スポーツクラブ及び有料化について検討する。
	スポーツ開放(直営 方式)			
	プール開放			
社会体育施設費				
スポーツ施設管理費				
	小石川運動場			多分野の施策との連携を図るため区長部局へ移した(補助 執行)うえで、指定管理者制度を導入する。
	後楽公園少年野球 場			
	竹早テニスコート			
	六義公園運動場			
	柏総合運動場			

事業等の方向性

は指定管理業務、 は業務委託を指す。

予算 「目」	予算 「目」	方向性 (事業等名)	区長部局へ移管 又は 補助執行		教育委員 会に残る 事業	備 考 (方向性の説明等)
			区が直接 実施	指定管理 業務委託		
新規要求予定事業 ほか						
新規		文京区・塩山市文化交流事業				塩山市との協定に関する相互協力事項が他の部等区政全般に係るため、区長部局で直営で行う。
		施設予約システムの運用				区民施設、文化施設、体育施設等の予約システムの運用は、区が直接行う。
		区民大学サポーター制度				区民大学の講座運営や映像機器の機材の使用ができる人材を育成し、サポーターとして活用する事業を指定管理業務の一環として実施する。
		文の京資格取得・キャリアアップ支援育成講座				大学と連携し、資格取得講座や女性のためのキャリアアップ講座に区民の受講枠を設ける。事業は、指定管理業務の一環として実施する。
		e-ネットラーニングシステム活用講座				日本女子大学のe-ネットラーニングを活用し、区民大学の一環として文京区に関連する講座を実施する。
		社会人大学院の区民への開放				大学と連携し、社会人大学院の講座に区民の受講枠を設ける。事業は、区民大学の一環として実施する。
		企業との連携による寄付講座等				寄付等による企業と連携した講座を、生涯学習センターの指定管理業務として実施する。
		文の京人材育成講座				人材育成講座を大学と連携しながら指定管理業務として実施する。併せて、育成した人材の地域貢献の場の提供にも指定管理業務として実施する。なお、資格認定後、その人材をいかに活用していくかが課題である。
		インタープリターの養成と活用				教育の森公園の管理運営の一環として、屋外ステージ等を活用した文化芸術事業を実施する。
		教育の森公園を活用した文化芸術事業				教育の森公園の管理運営の一環として、屋外ステージ等を活用した文化芸術事業を実施する。
実行委員会への国補助金のみ		地域子ども教室推進事業				18年度は、従来どおり、国庫補助事業として教育委員会で実施する。国庫補助終了後は区へ移管し、校庭開放事業との統合を検討する。
予算計上無し		生涯学習推進本部				生涯学習推進施策と各行政分野の施策との全庁的な連携を一層強化するため、事務局機能を区長部局へ移す。
		お届け講座				区長部局の担当が、全庁的な事業の取りまとめ及び調整を行い、個々の講座は各課が実施する。
		社会教育関係登録団体制度(登録)				登録及び管理は区が行う。
		社会教育関係登録団体制度				制度運営は指定管理業務の一環として実施する。なお、社会教育関係登録団体のあり方について検討を行う。
		美術品寄贈受付・所管				区や区長に対する寄贈を受け、それを所管するのは、区の組織である必要があるため、区長部局が直接担当する。
		美術品管理				区の備品を、業務委託に基づきアカデミーが管理する。美術関係の学芸員を配置する必要もある。
		文化関係団体との関係調整				指定管理業務として実施する。